

# 水防災意識社会実現に向けた取り組み方針の検討

【資料2-1】

## 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の都道府県等管理河川での取組の進め方

氾濫することを前提として社会全体で常に洪水にそなえる「水防災意識社会」の再構築を目的に、都道府県、市町村、水防管理団体および当該河川の河川管理者等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に進める。

## 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の対策の基本方針

答申の概要(対策の基本方針)～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

### 対策の基本方針

中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』『地域社会機能の継続性を確保すること』

- 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応

### 「水防災意識社会」の再構築のための取組を拡大、充実

「水防災意識社会」の再構築に向けた取組が進められ、今夏より都道府県管理河川に拡大して進められているところであるが、この取組を更に加速し、各種取組を関係者において一体的に推進するとともに、具体的な対策についてその内容の充実を図っていくことが重要。

#### 水害リスク情報等の共有

- 平常時から浸水想定などの水害リスク情報を提供するとともに、緊急時においても避難勧告等の発令など迅速な対応につながるリアルタイムの水位情報等を提供していくことが重要。
- 水位観測等が十分に行われていない河川でも簡易な水位観測等の実施、浸水実績を活用した浸水想定等の提供等、水害リスク情報等をできる限り地域と共有。
- 平常時から防災、福祉、医療等の各分野の関係者が、共有した水害リスク情報を適切に理解した上で、それぞれが水害リスクへの対応を検討し実行に移すことが重要。

#### 治水対策の重点化と効率的な実施

- 輪中堤や宅地嵩上げなどの局所的な対応や、流域内の様々な洪水調節機能を最大限活用するなど既存ストックの有効活用を推進。
- 迅速かつ確実な避難に資するハード対策についてもあわせて取り組むことが重要。そのため、関係者が連携し避難場所や避難路の整備を促進する取組や連続盛土や高台となっている自然地形等を活用し浸水被害の拡大を抑制することが重要。

#### 土地利用のあり方

- 地域の水害リスク情報の提供を積極的に進めるとともに、各地域においてリスクの程度を熟知し、平常時の利便性等も考慮の上、施設の立地について十分に検討。

#### 要配慮者利用施設における確実な避難

- 施設管理者等の水防災に関する理解を促進するための取組を河川管理者と関係者が一体となって推進。
- 各要配慮者利用施設の入所者等の実施に応じた避難確保計画を事前に作成し、これに基づき地域社会と連携して訓練を実施するなど、確実な避難の実現を目指し、日頃からの備えを徹底。

#### 関係機関相互の連携と地方公共団体への支援

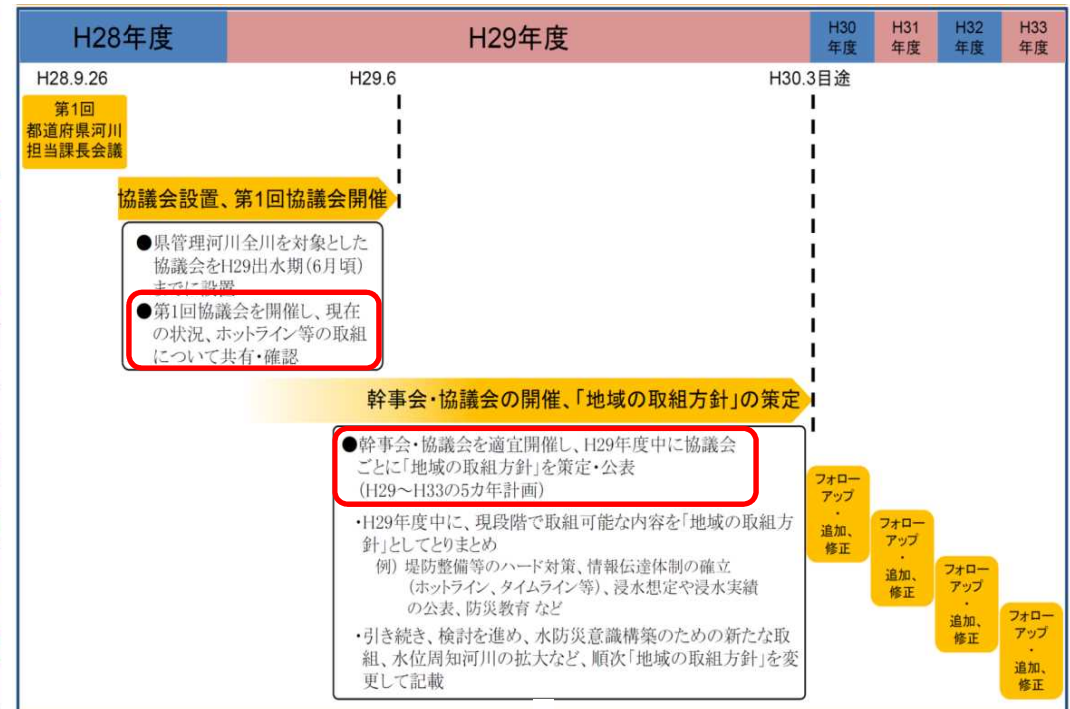
- 水害発生時の緊急対応、災害復旧、水防活動について、地方公共団体への支援体制の構築などが急務。
- 安全・安心の社会の構築に向けては国と地方公共団体がそれぞれにおいて役割を果たすだけでなく、総力を結集してその対応にあたることが重要。

#### 本答申における検討対象

- 中小河川の中でも都市域においては、平成21年に「気候変動に適應した治水対策検討小委員会」においてその対策について審議し、取組を進めているところである。このことから、本答申では、中小河川等のうち、特に、人口、資産が分散、あるいは点在している地域を流れる河川を対象としている。

出典：中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について（答申）

## 取組のスケジュール



※国交省において想定しているスケジュール

## 湖東圏域での取組み

### ●トップセミナーの開催

各圏域単位で首長、土木事務所長（河川管理者）、その他関係機関により「トップセミナー」として毎年開催。ホットライン等の取り組みについて共有・確認。(H29.5/8)

### ●取組方針策定

湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会において議論(H29.3/24)。トップセミナーにて説明(H29.5/8)。

※「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取り組みを「湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」の枠組みを利用して進めていくにあたり、協議会構成員や規約等の改正を合わせて行う予定です。

# 水防法等の改正について

## 水防法等の一部を改正する法律案

※ 2/10閣議決定、記者発表資料

### 背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。  
⇒「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。



### 法案の概要

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

#### 1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

##### 大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

##### ▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



##### 市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

##### 災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



#### 2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

##### 国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

##### 予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

##### 民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

##### 浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

##### 【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会 (約37%) (2016年12月) }  
⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)

⇒ 関係機関と連携し、  
2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定  
※ 法定協議会の母数は見込み